

第6回 物部川流域学識者会議

開催日時：令和6年7月24日（水）
10：30～12：00

開催場所：ホテルセリーズ

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

1) 物部川直轄河川改修事業 事業再評価について

3. 閉 会

資料一覧

- 資料 1 事業評価の仕組み
- 資料 2 物部川直轄河川改修事業（事業再評価）
- 資料 3 物部川直轄河川改修事業（事業再評価）費用便益比算出資料

四国地方整備局訓令第 18 号

物部川流域学識者会議運営規約を次のように定める。

平成 28 年 9 月 1 日

改正 平成 29 年 1 月 6 日四国地方整備局訓令第 22 号

四国地方整備局長

物 部 川 流 域 学 識 者 会 議 運 営 規 約

(趣旨)

第 1 条 「物部川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項のうち、1、2、は四国地方整備局長（以下「局長」という。）及び高知県知事（以下「知事」という。）に、3は、局長に意見を述べるため、四国地方整備局に物部川流域学識者会議（以下「学識者会議」という。）を置く。

- 1 物部川水系河川整備計画（「以下、河川整備計画」という。）の策定、変更（河川法第 16 条の 2 第 3 項）
- 2 河川整備計画策定後の点検
- 3 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価
 - 一 再評価及び事後評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領）
 - 二 計画段階評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領）

(構成)

第 2 条 委員は、物部川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長及び知事が委嘱する。

- 2 学識者会議は、委員 10 名で構成する。
- 3 委員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 3 条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。

- 2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
- 3 議長に事故がある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

2 事務局員は、四国地方整備局河川部、高知河川国道事務所及び高知県土木部に属する職員をもって充てるものとする。

3 事務局は、学識者会議の運営にあたる。

4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。

一 学識者会議の秩序を乱した者

二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長及び知事が開催する。

(部会の設置)

第6条 学識者会議は、第1条1に掲げる業務を円滑に進めるために、部会を設置することができる。

(情報公開)

第7条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項について、局長及び知事が委員の意見を聴き定める。

(附則)

(施行期日)

この規約は、平成28年9月1日から施行する。

この規約は、平成29年1月6日から施行する。

物部川流域学識者会議委員名簿

専門分野		所属等	氏名
環境	植物生態学 河川植生	高知大学名誉教授	いしかわ しんご 石川 慎吾
環境	水生生物 水生昆虫	底生生物研究者	いしかわ たえこ 石川 妙子
水質	水質化学	高知県立大学 名誉教授	いっしき けんじ 一色 健司
治水	河川工学 防災工学	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 教授	おかだ しょうじ 岡田 将治
治水	砂防学 斜面防災工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 理工学部門 教授	ささはら かつお 笹原 克夫
関係水利	流域水工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	さとう しゅうし 佐藤 周之
景観	景観デザイン	高知工科大学 システム工学群 教授	しげやま よういちろう 重山 陽一郎
環境	保全生物学 河川生物	たかはし河川生物調査事務所 代表	たかはし いさお 高橋 勇夫
経済	地域経済学	高知大学 教育研究部 総合科学系 地域協働教育学部門 准教授	なかざわ じゅんじ 中澤 純治
歴史文化	歴史文化・地理	南国史談会 顧問	ふじもと しんじ 藤本 眞事

五十音順・敬称略